

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年10月12日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券に係るファンドの 名称】	日興DWSエマージング・ニューディール・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

信託終了（繰上償還）についての書面決議を行うことに伴い、平成28年8月10日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### (7)【申込期間】

<訂正前>

平成28年8月11日から平成29年2月10日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日が上海証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合、取得申込みの受付は行いません。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

平成28年8月11日から平成29年2月10日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日が上海証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合、取得申込みの受付は行いません。

なお、後記「(12) その他 信託終了（繰上償還）の予定について」に記載する手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、申込期間は平成28年11月11日までとします。

### (12)【その他】

<訂正前>

（前略）

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託の基礎知識

（以下略）

<訂正後>

（前略）

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了（繰上償還）の予定について

当ファンドは、平成28年11月25日をもって信託終了（繰上償還）するための手続きを行います。

#### a．信託終了（繰上償還）の理由

信託約款に定める信託終了（繰上償還）の基準となる口数（30億口）を下回った状況が続いており、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難であると判断したため。

#### b．信託終了（繰上償還）の日程

書面決議の対象となる受益者及び受益権口数の確定日	平成28年10月13日
書面による議決権の行使期間	平成28年10月13日から 平成28年11月9日まで
書面決議の日	平成28年11月10日
新規の取得の申込受付	平成28年11月11日まで
信託終了（繰上償還）予定日	平成28年11月25日

#### c．書面決議について

信託終了（繰上償還）については、平成28年10月13日現在の受益者一に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成をもって可決された場合には、当ファンドについて信託終了（繰上償還）を行います。なお、受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成が得られなかった場合には、信託終了（繰上償還）を行いません。

平成28年10月11日までに取得申込みの受付が完了した方をいいます。

d . 信託終了（繰上償還）が決定した場合の信託終了（繰上償還）日までの運用について

信託終了（繰上償還）が決定した場合、償還金の支払いのため組入れ有価証券等を売却すること等により、信託終了（繰上償還）日までの期間においては運用の基本方針に則った運用ができなくなることがある点にご留意下さい。

e . 一部解約の実行の請求に関する留意点

信託終了（繰上償還）が決定した場合、一部解約の実行の請求の受付最終日は平成28年11月22日までとなりますが、一部解約の実行の請求の受付最終日以前の申込みであっても、それまでの他の受益者の方々の一部解約の状況により、最終受益者に該当することとなった場合には、一部解約の実行の請求としてお取扱いすることができず、一部解約の実行の請求の受付の中止及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付の取消しを行ったうえで、信託終了（繰上償還）によるご換金とさせていただきます。その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに、通常の一部解約の場合よりも日数を要する場合がございますので、ご了承下さい。

投資信託の基礎知識

（以下略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

##### (3)【信託期間】

<訂正前>

信託契約締結日（平成21年8月14日）から平成31年5月10日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

<訂正後>

信託契約締結日（平成21年8月14日）から平成31年5月10日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

なお、「第一部 証券情報（12）その他 信託終了（繰上償還）の予定について」に記載する手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合には、信託期間は平成28年11月25日までとなります。